

長久手市相談支援体制整備計画

本市では、平成30年度に障がい者基幹相談支援センターを設置し、重層的な相談支援体制を構築している。近年の福祉サービス利用増加を背景とした相談支援のニーズに対応できる体制づくりが急務となっていることを踏まえ、改めて課題を整理し、解決に向けた施策等について、「長久手市相談支援体制整備計画」にまとめた。

01 現状・課題

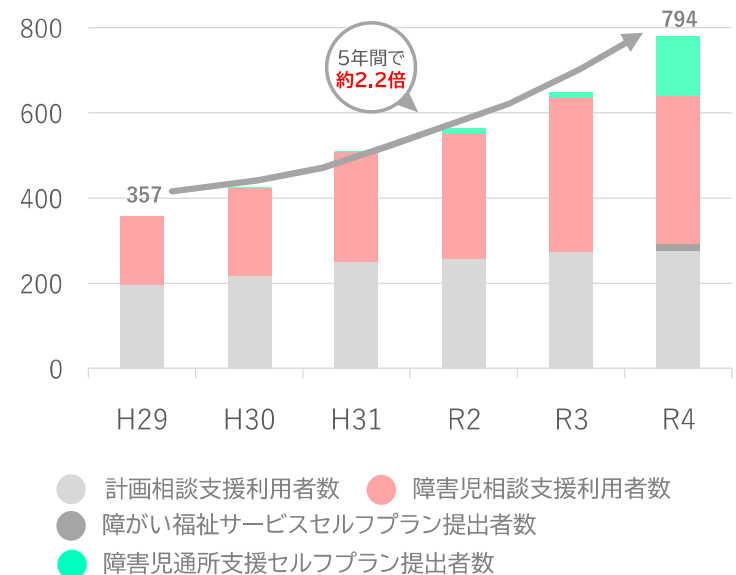
計画相談支援・障害児相談支援

- ・どちらも利用者希望が増加しており、特に障害児相談支援は、前年度比2割を超える増加率である。
- ・令和4年度以降、セルフプラン提出者数が急増している。
- ・標準期間内にモニタリングができていない。

地域の相談支援体制

- ・相談支援事業所は2者(R5年1月時点)、相談支援専門員は、常勤換算で3.5人であり、地域のニーズに応えられる人員が確保できていない。
- ・相談支援専門員が、計画作成以外の業務にも多くの時間を要し、計画作成の時間を十分に確保できていない。
- ・重層的な相談支援体制における三層ごとの役割が、明確になっていない。

計画相談支援・障害児相談支援を必要とする人数の推移(人)



- ・子どもの増加や福祉サービスの認知度の向上によって、障害児通所支援の利用が増加している。
- ・計画相談支援・障害児相談支援事業の採算性が低く、法人経営上、採用や配置が難しい。
- ・社会資源(障がい福祉事業所等)が十分でない場合は、計画作成の際に、相談支援専門員が調整に時間を要する。
- ・多問題・複雑化する事例において、障がいを起因とする問題を抱えるケースに相談支援専門員の対応が求められることが増えている。

02 目指す姿と目標値

目指す姿 身近な地域で、本人やその家族が必要とする相談支援が適正に提供できる体制を整備する

目標値

内容	R4年度末	R7年度末
(1) 相談支援事業所の数	2事業所	4事業所
(2) 計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	8人	12人
(3) 常勤換算	3.5人	8.5人
(4) 1人1月の計画相談・障害児相談件数	26件	30件
(5) 計画相談支援のセルフプラン率	5.5%	0.1%
(6) 障害児相談支援のセルフプラン率	28.5%	15.8%

【目標値の算出について】

- 令和7年度末において、計画相談支援等が必要となる人数を1,320人(計画相談支援370人、障害児相談支援950人)^(※1)とすると、常勤換算で、相談支援専門員が9.39人必要となり、目標値よりさらに0.89人(320件)不足する。
- 不足分320件のうち、20件は計画相談支援5人分、300件は障害児相談支援150人^(※2)がセルフプラン提出者とする。
- 業務効率化によって、1人1月の計画相談支援等の件数を30件に引き上げる。

※1 過去5年間の計画相談支援等の実人数の平均増加率(障害者は7%、障害児は25%)から算出。

※2 サービス利用支援及び継続サービス利用支援は、1人あたり年4回、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助は、年2回を想定して件数を算出。

03 今後の取組の方向性

01

- 相談支援事業所の参入促進
- 相談支援専門員の増員・育成

- ・事業所連携による計画相談支援等の機能強化型の報酬の算定
- ・事業所への補助金や報酬加算の検討

02

- 既存の事業所に相談支援事業参入の働きかけ
- 新規参入事業所への支援

- ・児童発達支援センターによる障害児相談支援事業の実施等機能強化の検討

03

- 相談支援の効率化及び質の向上

- ・計画案の作成効率の向上
- ・障害支援区分認定調査の実施主体の拡大
- ・障害者相談支援事業の拡充

04

- 基幹相談支援センターによる地域の体制づくりの強化

- ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- ・地域の相談機関との連携強化

重層的な相談支援体制

< 第3層 >

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

< 第2層 >

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

< 第1層 >

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

支給決定プロセスについて

出典：厚生労働省

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)

